

科学研究費補助金の懲戒等手続きについて

当財団科学研究費補助金取扱規程第12条に定める懲戒等の手続きについて以下の通り定める。

不正に関する調査委員会

1. 不正が確認された時、又は通報等があった時、その事実を確認した者は速やかに研究所長及び理事長に報告をする。
2. 理事長は不正に関する調査委員会を直ちに開催する。
3. 調査委員会は当財団役員6名（理事3名、評議員3名）により構成し、調査方法、発生原因の解明等不正に係わった研究者等の特定及び原因究明並びに再発防止について検討を行うものとする。
4. 不正が確認されたときは文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会あて報告をし、その指示及び委員会の判断により公表する。

不正に関する懲戒等委員会

1. 不正に関する調査委員会は、奨励会就業規則の各号に基づき処分を行い、その内容に応じて補助金の返還命令、一定期間の応募資格停止等を行う。
又、補助金の私的流用を行った研究者は懲戒免職処分とする。
2. 上記私的流用については、警察等に連絡をし、資金の返還及び損害賠償の手続きを開始する。